

6 弥監公表第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第5項の規定に基づき、随時監査(会計課)を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年2月28日

弥富市監査委員 林 伸 一

同 平 野 広 行

令和6年度 会計課随時監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく監査

2 監査の実施日程

監査委員による監査実施日

令和7年2月26日（水） 午後11時30分から午後12時まで

3 監査の対象

会計課

弥富市公金等の適切な取扱指針における私費の取扱いについて

4 監査の方針及び方法

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、コミュニティ推進協議会事務局職員における私費の取扱いが適切かをヒアリングにて監査した。

5 監査の結果

コミュニティ推進協議会の全6地区(地区名は仮名としAからF地区とする)のコミュニティ推進協議会事務局職員（以下「事務局職員」という。）に対し、コミュニティ推進協議会の現金等の取扱いについてヒアリングを実施した。結果は次のとおり。

① A地区コミュニティ推進協議会

約5万円の郵便切手を事務局職員が市役所内の金庫で保管し取り扱っている。地区の現金及び通帳の取扱いはない。

② B地区コミュニティ推進協議会

約4万円をお弁当代と郵便切手代として私費で立替え払いをしている。地区の現金及び通帳の取扱いはない。

③ C地区コミュニティ推進協議会

約5百円の郵便切手を事務局職員が市役所内の金庫で保管し取り扱っている。地区の現金及び通帳の取扱いはない。

④ D地区コミュニティ推進協議会

約4千円の郵便切手を事務局職員が市役所内の金庫で保管し取り扱っている。地区の現金及び通帳の取扱いはない。

⑤ E地区コミュニティ推進協議会

約5千円の郵便切手を事務局職員が市役所内の金庫で保管し取り扱っている。

る。地区の現金及び通帳の取扱いはない。

⑥ F地区コミュニティ推進協議会

約10万円の郵便切手及び必要経費等を、全て私費で立替えている。また、地区の通帳を市役所の金庫で保管し、私費で立替えた後、通帳を使用し現金を引出している。

令和4年6月24日付に弥富市公金等取扱適正化対策委員会(以下「対策委員会」という。)が作成した「弥富市公金等の適切な取扱指針(以下「取扱指針」という。)の「重点取組事項 ウ その他私費の取扱の適正化」では、「職務と関係のない現金を職員が市民等から預かることは禁止すること。」としているが、ヒアリングの結果、事務局職員による私費での立替払い及び郵便切手の取扱い、通帳の保管及び取扱いをしており、取扱指針のとおり事務が行われていない。

また、取扱指針を策定するにあたって同日付で対策委員会によって作成された「調査・検証報告書」に記載されている「準公金 団体事務局分」の一覧表には、「各コミュニティ推進協議会」が含まれているが、最終的には、委員会で協議された結果、取扱指針には「各コミュニティ推進協議会」は準公金として取扱う団体から除外したことを、委員会副委員長(総務部長)及び委員(会計管理者)より、ヒアリングによって確認した。よって、準公金でないならば、事務局職員が現金及び郵便切手を取扱ってはならない。

「各コミュニティ推進協議会」は準公金として取扱う団体から除外したことを職員に周知していない旨を、委員(会計管理者)へのヒアリングで確認した。

6 指摘

「各コミュニティ推進協議会」が準公金から除外されていることが明確になるよう、準公金の一覧表を整備されたい。そのうえで職員に対し準公金の団体事務局を明確に示し、私費による立替払いや、現金及び郵便切手の取扱いは公務の範疇ではないことを周知されたい。

令和7年2月28日

弥富市監査委員 林 伸 一

同 平 野 広 行